政令第二百五十一号

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成二十四年法律第九十号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十五年九月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第二百五十二号

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十七号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年十月一日とする。

厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

府　令

○内閣府令第五十五号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十六条の三十三第一項の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

内閣総理大臣　安倍　晋三

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第三百六条第一項第四号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　付与した信用格付と異なる信用格付を提供し、又は閲覧に供することを防止するための体制

その他の信用格付行為に関する事務処理の誤りを防止するための体制

第三百十八条第三号ホ中「の概要」を削る。

附　則

この府令は、平成二十五年九月二日から施行する。

省　令

○総務省令第八十三号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、接続料規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年八月三十日

総務大臣　新藤　義孝

接続料規則の一部を改正する省令

接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号を次のように改める。

八　特別第一種指定ルータ　第一種指定端末系交換等設備又は第一種指定中継系交換等設備に該当するルータであって、一般第一種指定ルータ以外のものをいう。

第二条第二項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十四号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条の表六の二の項中

特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能
特別中継ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定中継ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能

を

特別収容ルータ接続ルーティング伝送機能	他の電気通信事業者の電気通信設備を特別第一種指定収容ルータで接続する場合における特別第一種指定ルータ及び伝送路設備により通信の交換及び伝送を行う機能

に改める。